

施設管理者・従業員の皆さまへ

レジオネラ症

施設側の管理責任が問われる可能性があります！！

【レジオネラ属菌とは】

土の中や河川、湖沼など自然界に生息しています。
アメーバなどの原生動物に寄生し、20 ～ 50℃で増殖。
浴槽等の設備の壁面等に付着した生物膜が温床。
私たちの身の回りでは、冷却塔水や循環式浴槽水などで多く検出されます。
レジオネラ症は、レジオネラ属菌に汚染された目に見えないほど細かい水滴（エアロゾル）を
人が吸い込むことで感染します。

レジオネラ症は、
死亡者が発生する感染症です。
きちんとした衛生管理体制を
今すぐ整えましょう！

静岡県条例等による施設の管理（抜粋）

管理項目等		ろ過器使用	ろ過器なし	
		循環式浴槽	循環配管がある場合	循環配管がない場合
浴槽水は常に満水		○	○	○
浴槽水の換水、清掃		○週 1 回以上	○毎日	○毎日
ろ過器	週 1 回以上の逆洗浄等、消毒	○	—	—
浴槽水を循環する 配管その他の設備	週 1 回以上消毒	○	○	—
	1 年に 1 回以上の水質検査と レジオネラ属菌検出の場合の 消毒(過酸化水素等)	○	○	—
浴槽水	残留塩素0.2mg/L以上(気泡発生装 置等使用の場合は、0.3mg/L以上)	○	○	—
集毛器	毎日清掃・消毒	○	○	—
消毒装置の適切な管理		○	○	—
原湯、原水、上がり用湯・水の水質基準(6項目)に適合		色度・濁度・pH 値・有機物等・大腸菌群・レジオネラ属菌		
浴槽水の水質基準(4項目)に適合		濁度・有機物等・大腸菌群・レジオネラ属菌		
水質検査の実施 (水質基準の項目)	水道水以外の原湯、 原水、上がり用湯・水	○ 年 1 回以上	○ 年 1 回以上	○ 年 1 回以上
	浴槽水	○ 年 2 回以上	○ 年 2 回以上	○ 年 1 回以上 (入浴者ごとに換水の場合を除く)
水質検査結果	脱衣場等への掲示	○	○	○
	保健所への報告	○	○	○
	3 年間保存	○	○	○
誤飲防止の注意書き等の掲示(循環水の誤飲の恐れがある場合)		○	○	—
打たせ湯、シャワーの循環水使用禁止		○	○	○
入浴上の注意書きの掲示		○	○	○
排水時の高濃度塩素等の中和処理		○	○	—
衛生管理に係る計画書の提出、保存		○	○	○
衛生管理に係る点検表の作成、掲示、3年間保存		○	○	○
責任者の設置		○	○	○
貯湯槽設置の場合	年 1 回以上清掃、消毒	○	○	○
	貯湯槽内原湯温度60℃以上 等又は貯湯槽内の原湯の水質 検査とレジオネラ属菌検出の 場合の貯湯槽の消毒、清掃	○	○	○
気泡発生装置、 ジェット噴射装置、 その他微小な水粒 を発生させる設備 の使用の場合	ろ過器は、毎日 1 回以上 逆洗浄等、消毒	○	—	—
	2か月に 1 回以上浴槽水 のレジオネラ検査	○	—	—

お問合せは、最寄りの県保健所へ

賀茂保健所	0558-24-2057	御殿場保健所	0550-82-1223	西部保健所	0538-37-2245
松崎保健支援室	0558-42-0262	富士保健所	0545-65-2620	掛川支所	0537-22-3262
熱海保健所	0557-82-9102	富士宮分庁舎	0544-27-1131	浜名分庁舎	053-594-3661
東部保健所	055-920-2108	中部保健所	054-644-9283		
修善寺支所	0558-72-2310	榛原分庁舎	0548-22-1151		

※静岡県および浜松市の営業者の皆さまは、市保健所へお問い合わせください。

レジオネラ症は、徹底した衛生管理で防げます！

きちんと衛生管理されていない循環式浴槽水が、主な感染源になっています。レジオネラ属菌は、掛け流し浴槽でも検出されています。

【衛生管理のポイント】

管理計画と記録

自主的な衛生管理を推進するため、衛生管理に係る計画書を作成して、保健所長へ提出します。計画を変更した場合も同様です。衛生管理に係る点検表を作成して記録をつけ、脱衣場等見やすい場所へ掲示するとともに、計画書の写しといっしょに3年間保存します。

水質検査

浴槽水等の水質検査を実施し、検査結果を脱衣場等見やすい場所へ掲示し、保健所長へ報告します。また、検査結果は、検査の日から3年間保存します。

浴槽水等の管理

県条例等に定める方法で、浴槽水等の消毒や清掃を行います。浴槽水のレジオネラ属菌の消毒には、塩素が有効です。そのため、所定の残留塩素濃度を維持するよう定期的な測定を行います。

汚染防止のための衛生措置基準

●水質検査

区 分		水 質 検 査 回 数
1	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水	
	① 使用している水が井戸水や温泉などの場合	・ 年1回以上
	② 使用している水が水道水の場合	・ 検査の必要なし
2	浴槽水	
	① ろ過器を使用した循環式浴槽	・ 年2回以上
	② ろ過器を使用した循環式浴槽で、気泡発生装置等を使用	・ 年2回以上 ・ 2か月に1回以上レジオネラ属菌のみの検査
	③ ろ過器を使用していない循環式浴槽	・ 年2回以上
	④ 循環配管のない毎日換水の浴槽又は掛け流しの浴槽	・ 年1回以上
	⑤ 循環配管のない利用者ごとに換水する浴槽	・ 検査の必要なし

●浴槽水の管理

区 分		清 掃 ・ 消 毒 の 内 容
1	浴槽の清掃	
	・ 循環式浴槽を使用	・ 1週間に1回以上完全に換水し、清掃
	・ ろ過器を使用していない循環式浴槽を使用	・ 毎日、完全に換水し、清掃
	・ 循環式でない浴槽を使用	
2	浴槽水の消毒：塩素系薬剤を使用	
	① ろ過器や循環配管のある浴槽	
	・ 気泡発生装置等を使用していない浴槽水	・ 残留塩素濃度 1 ℓ 中 0.2mg以上
	・ 気泡発生装置等を使用している浴槽水	・ 残留塩素濃度 1 ℓ 中 0.3mg以上
	② ろ過器や循環配管のない浴槽	
	・ 毎日又は利用者ごとに換水する浴槽水、掛け流しの浴槽水	・ 消毒の必要なし

●貯湯槽の管理

原湯を貯留する貯湯槽を設置している場合は、次の管理を行います。

☆貯湯槽の清掃、消毒は、1年に1回以上行います。

☆原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで、通常の使用状態で60℃以上に保ち、最大使用時においても55℃以上に保ちます。

ただし、この管理ができない場合は…

○原湯の定期的な水質検査により、貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、レジオネラ属菌が検出された場合には、貯湯槽内の生物膜を除去するための清掃及び消毒(残留塩素濃度が1ℓ中50mg以上100mg以下の高濃度塩素水を貯湯槽内壁に噴霧)を行います。

●ろ過器の管理

ろ過器の汚れを除去し、消毒を行います。

◎気泡発生装置等を使用していない浴槽の場合

1週間に1回以上逆洗浄等により汚れを除去し、残留塩素濃度が1ℓ中5mg以上10mg以下の高濃度塩素水で消毒します。ろ過器の消毒については、他に下記のアからカの方法があります。

◎気泡発生装置等を使用している浴槽の場合

毎日1回以上逆洗浄等により汚れを除去し、残留塩素濃度が1ℓ中5mg以上10mg以下の高濃度塩素水で消毒します。

●配管設備の管理

浴槽水を循環させるための配管その他の設備の消毒、生物膜の除去を行います。

1週間に1回以上、下記のア～ウのいずれかの方法により消毒を行い、1年に1回以上、水質検査等により配管設備内の生物膜の状況を監視し、レジオネラ属菌が検出された場合には、下記のエ～カのいずれかの方法により、生物膜を除去します。

ア 浴槽水の残留塩素濃度を1ℓ中10mg以上50mg以下とし、当該浴槽水を2時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法

イ 浴槽水の温度を60℃以上に維持した状態で1時間以上循環させた後、排出する方法

ウ 浴槽水の温度を65℃以上に維持した状態で30分以上循環させた後、排出する方法

エ 過酸化水素により処理する方法

オ 二酸化塩素処理による方法

カ 過炭酸ナトリウムにより処理する方法

その他にも営業者が遵守しなければならない項目があります。お問合せは、最寄りの県保健所へ

※静岡市および浜松市については、市の定める衛生措置基準に適合する必要がありますので、市保健所へお問い合わせください。